

第2回 サイバー事案の被害の潜在化防止に向けた検討会 議事要旨

1 開催概要

(1) 開催日時等

○ 開催日時

令和4年1月18日(水) 午前9時30分から午前11時30分まで

○ 開催場所

ウェブ会議

(2) 出席委員等

○ 委員

東京都立大学法学部教授 星周一郎(委員長)

(株)NTT データ技術革新統括本部システム技術本部サイバーセキュリティ技術部

エグゼクティブ・セキュリティ・アナリスト 新井悠

(株)ソリトンシステムズ ITセキュリティ事業部エバンジェリスト 荒木粧子

(一社)ECネットワーク理事 沢田登志子

(株)BLUE 代表取締役 篠田佳奈

(一財)日本サイバー犯罪対策センター理事 島根悟

森・濱田松本法律事務所弁護士 蔦大輔

フィッシング対策協議会運営委員 林憲明

情報セキュリティ大学院大学教授 藤本正代

○ 事務局

警察庁サイバー警察局長

警察庁長官官房審議官(サイバー警察担当)

警察庁サイバー警察局長サイバー企画課長

警察庁長官官房参事官(サイバー情報担当)

警察庁サイバー警察局長サイバー捜査課長

警察庁サイバー警察局長情報技術解析課長

○ オブザーバー

個人情報保護委員会事務局

経済産業省

内閣官房内閣サイバーセキュリティセンター

法務省

文部科学省

金融庁

2 議事進行

(1) 開会

※ 事務局より開会を宣言

(2) 議事

○ 事務局説明

事務局より、前回検討会における委員指摘事項への回答及び説明を行った。

○ 自由討議

各委員からの主な意見については以下のとおり。

【被害者に対する情報発信について】

- ・ 被害者に対する情報発信について、都道府県警察における好事例を警察庁で集約し、横展開すべき。大阪府警の偽ショッピングサイト対策や神奈川県警のオンラインゲームチート対策等、都道府県警察ごとに優れたコンテンツが作成されており、各都道府県警察には今後も一定程度の裁量を与えて個性が発揮されるようにすべき。
- ・ 一つのサイトに必要な情報を集約することで、通報・相談窓口の一覧等最新の情報を得ることが容易になり、現場の連携の円滑化になるのではないか。
- ・ 警察への通報・相談を促すに当たって、被害者から警察が聴取する情報として被害者にあらかじめ準備いただきたいものを示すことは良い取組である。
- ・ 昨年末、警察が捜査をする中でランサムウェアの被害回復に成功した事例がある旨の報道があったが、非常にインパクトのある内容だった。被害回復の可能性があることは企業にとって通報・相談のインセンティブとなる一方で、積極的な広報は悩ましい案件であるように察する。
- ・ 個人向けの情報発信について、消費者庁やNISCで広報・啓発を担当するグループと連携して実施すべき。
- ・ 被害者にとって通報・相談窓口の一本化は非常に重要であり、まず警察内部で取組を進めることに賛成。統一フォームによって困った際にアクセスすべき場所が明確になり、ここに「被害時に講じる対応」等の参考情報を掲示して随時更新すれば、被害者に必要な情報が届いていないという問題も解消するのではないか。
- ・ 将来的には各省庁の届出先を統一することが望ましいが、現時点で迅速に窓口を一つにすることは難しいため、届出様式の統一から始めていくべき。
- ・ 実態把握の推進という観点では、窓口の一本化と並行して、匿名で警察に情報を届け出る仕組みがあってもよい。SNS上で、警察から「このような被害を受けている方はお知らせください」などと呼びかけ、情報提供を促すという方法も効果的ではないか。

【高齢者・若年層が被害に遭った際の通報・相談の促進について】

- ・ 統一フォームの整備は良い取組であるが、高齢者にはオンライン上の手続は難しいと思われるほか、緊急性の高いものもあることから、対面や#9110 による届出は継続すべき。個別相談会等の開催も有効ではないか。
- ・ 高齢者はテレビから情報を得る部分が多いことから、警察の取組に密着した映像の放送は広報・啓発に良い取組である。
- ・ 高齢者の被害に係る届出先の案内等は消費生活センターで既に実施しているので、都道府県警察レベルで情報共有等の連携を進めるべき。
- ・ 高齢者・若年層への注意喚起について他機関との分業を進めつつ、被害防止や実態把握に向けて警察のリソースを効果的に配分すべき。

【通報・相談を受けた警察の適切な対応について】

- ・ 被害者は、届け出た内容が被害防止や被疑者の検挙等、重層的な取組に活用されることを警察に期待している。これらに対応するため、現場にどのような指導を行うかという点が重要。また、被害が多く確認される業界の団体等があるのであれば、全国レベルでしっかりコミュニケーションをとるなど、認識の擦り合わせを行うことも必要である。
- ・ 警察には様々な届出がなされるところ、消費者センター等と上手く連携し、警察にしか出来ないことにリソースを集中させることも重要である。
- ・ サイバー事案対策に限らず、一般的なITリテラシーの観点からも継続的な教養機会を確保すべき。
- ・ 職員の能力向上に関する取組を広報することで、職員のモチベーション向上に加え、社会に警察の対応能力をアピールできる。サイバー関係の競技会も広報を検討してほしい。警察の活動を国民に理解してもらうような取組も重要である。
- ・ 被害企業の多くは被害原因の調査等をベンダーに委託しており、ベンダーからの事情聴取や報告書の提供が実態把握のために効果的。警察本部等のバックアップ体制を充実し、必要な内容を受理できるようにすることが重要である。
- ・ 統一フォームで受理した内容を自動的に都道府県警察に振り分ける運用が考えられるが、県境も国境も関係ないサイバー事案の相談等を各都道府県警察の窓口任せには無理があるのではないか。フィッシングやクレジットカードの不正利用等についても警察庁で積極的に取り組むことはできないか。
- ・ 現状の都道府県警察の能力には格差があるため、対処能力向上に加えて国が主体的に事案情報の集約等を担う方策を検討してはどうか。

(3) 閉会